

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

思考型学習塾 自学道場
ヘッドコーチ 安永 吉光

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う特別開校に関する規定 兼 特別開校申込書

この度の新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う、自学道場の特別開校に関する規定についてお知らせいたします。

【特別開校期間における自学道場へのお子さんのお預かりに関する規定】

- 第1条 特別開校は令和2年3月2日から令和2年3月25日までの午前8時半より午後5時までの期間とする。
- 第2条 特別開校期間に預かる生徒の定員は1日につき15名までとする。
- 第3条 生徒、校舎スタッフの安全確保のため、生徒に対して定期的な検温を実施することとする。検温の結果、37.0℃を超える発熱が認められた場合、ただちに帰宅または別室へ隔離し、保護者による迎えを要請する。
- 第4条 保護者は生徒の健康管理に配慮することとし、毎朝通塾前に検温を実施し、37.0℃を超える発熱がある場合には通塾は許可しないものとする。
- 第5条 通塾に際しては、保護者が生徒各個人に専用のマスクを用意するものとする。
- 第6条 特別開校に関する校舎利用料として、保護者は自学道場に対し、別途に定める利用料を支払うものとする。
- 第7条 特別開校期間に生徒が新型コロナウイルスに感染した場合、自学道場は一切の責任を負わないものとする。
- 第8条 特別開校期間中であっても、岡山県内に広く新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、または公的機関等からの要請があった場合は特別開校を取りやめる場合がある。
- 第9条 特別開校期間中であっても、自学道場スタッフの新型コロナウイルスの感染や、その他、開校が困難となるやむを得ない事情が発生した場合には特別開校を取りやめる場合がある。

以上

切り離さずにこのままご提出ください。

自学道場 御中

上記の特別開校期間における自学道場へのお子さんのお預かりに関する規定を了承し、特別開校期間における預かりを希望します。

年 月 日

住所

生徒氏名

保護者氏名

㊦